

幼児教育の無償化

令和元年10月からスタート

入園料・保育料
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。
※ 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000	2万4,000	0円
-	3万円	2万5,700	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

預かり保育
月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000	10日	4,500	4,000	0円
9,500	20日	9,000	9,000	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

7月下旬頃、幼稚園（市区町村）から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園（市区町村）へご提出ください。

(問合せ先)

柏原市福祉こども部こども施設課

TEL: 072-972-1581